

○一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和5年6月1日

告示第266号

(目的)

第1 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）に基づき、市民及び中小企業者等が再生可能エネルギー設備を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー設備 別表第1に掲げる自家消費型太陽光発電設備、蓄電設備、車載型蓄電池及び充放電設備で、未使用のものをいう。
- (2) 住宅 居住の用に供するために建築された建物（事業の用に供する部分と居住する部分が併存する建物である場合は、居住の用に供する部分に限る。）をいう。
- (3) 事業所等 事務所、営業所、工場等で、中小企業者等が事業の用に供する施設をいう。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項1号に規定する土地をいう。
- (5) 個人 市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者をいう。
- (7) EV 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定に

よる自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車。以下同じ。)をいう。

- (8) PHV 搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (9) オンサイトPPA PPA事業者が住宅若しくは住宅の敷地又は事業所等若しくは事業所等の敷地に自家消費型太陽光発電設備、蓄電設備及び充放電設備（以下この号において「太陽光発電設備等」という。）を自ら設置し、当該太陽光発電設備等を所有し、当該太陽光発電設備等を維持管理した上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を個人又は中小企業者等に供給するサービスを提供し、個人又は中小企業者等から当該サービス料金の支払いを受けるものをいう。
- (10) PPA事業者 個人又は中小企業者等に対してオンサイトPPAにより電力を供給するサービスを提供する事業者をいう。
- (11) リース契約 個人又は中小企業者等が希望する再生可能エネルギー設備をリース事業者が代わりに購入して個人又は中小企業者等に使用させ、個人又は中小企業者等から再生可能エネルギー設備の使用に係る対価を回収するものであって、契約期間中の解約が原則禁止されているものをいう。
- (12) リース事業者 再生可能エネルギー設備の貸渡しを業とする事業者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市、国、他の地方公共団体等から同様の再生可能エネルギー設備の設置又は購入に係る補助金等の交付を受けているとき又は当該補助金等の交付を受けている者が同一世帯にいるときは、補助金の交付対象者としなない。

（補助対象設備）

第4 補助金の交付の対象となる設備は、再生可能エネルギー設備とする。

（補助対象事業）

第5 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、再生可能エネルギー設備を設置又は購入する事業とする。

（補助額）

第6 補助金の交付額（以下「補助額」という）は、別表第3のとおりとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金の交付の決定額に変更が生じない変更とする。

（申請の取下げ期日）

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第4のとおりとする。

（補助金の交付の条件）

第10 規則第6条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この告示により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 補助事業者は、補助対象事業の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業終了の翌年度から起算して取得財産等に係る耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において減価償却資産ごとにそれぞれ定める耐用年数をいう。以下同じ。）に相当する期間（耐用年数が5年未満の取得財産等は5年。以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第11 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、財産処分制限期間を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（報告の徴収等）

第12 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和5年6月1日から施行する。

改正文 (令和7年3月31日告示第109号抄)

令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2関係)

再生可能エネルギー設備の種類		要件
自家消費型太陽光発電設備	再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項第1号の太陽光を利用する同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。)であつて、当該再生可能エネルギー発電設備から得た電力を住宅又は事業所等に供給し、当該住宅又は事業所等において当該電力を消費することを目的に設置するものをいう。	次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 国実施要領別紙2の2のアの(ア)の交付要件の欄の要件を満たすこと。 (2) 自家消費型太陽光発電設備の発電電力量を計測する機器が設置されること。
蓄電設備	自家消費型太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅又は事業所等の電気機器等に電気を供給する	国実施要領別紙2の2のアの(イ)の交付要件の欄の要件を満たすこと。

	定置型の設備をいう。	
車載型蓄電池	EV及びPHVをいう。	国実施要領別紙2の2のオの(ネ)の 交付要件の欄の要件を満たすこと。
充放電設備	車載型蓄電池からの電力の 取り出し、及び車載型蓄電池に 充電することができる設備を いう。	国実施要項別紙2の2のオの(ノ)の 交付要件の欄の要件を満たすこと。

別表第2（第3関係）

再生可能エネルギー設備の種類	交付対象者
自家消費型太陽光発電設備、蓄電設備及び充放電設備	<p>次の各号のいずれかに該当する者で、一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号。以下「暴力団排除要綱」という。）第2第6号に規定する排除措置対象者でないものとする。</p> <p>(1) 個人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であること。</p> <p>イ 市内、又は市に隣接する市町村（以下「隣接市町村」という。）に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結した者であること。</p> <p>ウ 市税を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 中小企業者等（PPA事業者及びリース事業者を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p>

	<p>エ 前号イ及びウの要件を満たす者であること。</p> <p>(3) 中小企業者等（PPA事業者及びリース事業者に限る。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内又は隣接市町村に本店等を有するPPA事業者若しくはリース事業者であること、又は市内及び隣接市町村以外に本店等を有するPPA事業者若しくはリース事業者で、市内に本店等を有する施工業者に再生可能エネルギー設備の設置について、その全部又は一部を委託するものであること。</p> <p>イ 個人が居住する市内の住宅若しくは当該住宅の敷地又は中小企業者等が市内に有する事業所等若しくは当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であって、当該個人又は当該中小企業者等とオンサイトPPA又はリース契約を締結した者であること。</p> <p>ウ 第1号ウ並びに前号イ及びウの要件を満たすものであること。</p>
<p>車載型蓄電池</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者で、暴力団排除要綱第2第6号に規定する排除措置対象者でないものとする。</p> <p>(1) 個人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 自らが使用するために再生可能エネルギー設備を購入する者であること。</p> <p>イ 市税を滞納していない者であること。</p> <p>(2) 中小企業者等（リース事業者を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内にある事業所等の事業の用に供するために再生可能エネルギー設備を購入する者であること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>エ 前号イの要件を満たすものであること。</p> <p>(3) 中小企業者等（リース事業者に限る。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p>

	<p>ア 市内に本店等を有するリース事業者であること。</p> <p>イ 個人が自ら使用し、又は中小企業者等が市内に有する事業所等で事業の用に供するために再生可能エネルギー設備を貸付ける者で、当該個人又は当該中小企業者等と再生可能エネルギー設備の使用に係るリース契約を締結している者であること。</p> <p>ウ 第1号イ並びに前号イ及びウの要件を満たすものであること。</p>
--	---

別表第3（第6関係）

再生可能エネルギー設備の種類	補助額
自家消費型太陽光発電設備	<p>次に掲げる額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 個人の設置にあつては、出力1キロワット当たり7万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を除いた額。以下同じ。）のいずれか少ない額とし、56万円を限度とする。</p> <p>(2) 中小企業者等の設置にあつては、出力1キロワット当たり5万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額とし、500万円を限度とする。</p>
蓄電設備	<p>次に掲げる額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 個人の設置にあつては、補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額で、41万3,000円を限度とする。</p> <p>(2) 中小企業者等の設置にあつては、補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額で、126万6,000円を限度とする。</p>
車載型蓄電池	<p>蓄電容量の2分の1に4万円を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額とする。ただし、国実施要領2の(2)のオの(ネ)</p>

	の交付率等の欄に規定するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄ごとの補助金交付額を限度とする。
充放電設備	補助対象事業に要した実支出額に2分の1を乗じた額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第4（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付申請書 1 収支予算書 2 その他市長が必要と認める書類	第1号  第2号の1	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書 1 収支予算書（変更） 2 その他市長が必要と認める書類	第3号  第2号の2	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付請求書 1 収支決算書 2 その他市長が必要と認める書類	第4号  第2号の1	別に定める。
規則第19条第1項の規定による書類	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書 1 その他市長が必要と認める書類	第5号	別に定める。

様式第1号(別表第4関係)

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒

氏名又は名称

電話

※申請者が中小企業者等の場合のみ

※代表者氏名

※担当者氏名

※担当者E-mailアドレス

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付申請書

年度において、地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金交付申請事業の概要

再生可能エネルギー設備の種類	<input type="checkbox"/> 1自家消費型太陽光発電設備 出力_____kW	
	<input type="checkbox"/> 2蓄電設備 蓄電容量_____kWh	
	<input type="checkbox"/> 3車載型蓄電池 蓄電容量_____kWh 台数_____台	
	<input type="checkbox"/> 4充放電設備 設置数_____台	
再生可能エネルギー設備の導入手法	<input type="checkbox"/> 1自家消費型太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	
	<input type="checkbox"/> 2蓄電設備 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	
	<input type="checkbox"/> 3車載型蓄電池 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
	<input type="checkbox"/> 4充放電設備 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	
再生可能エネルギー設備を設置する場所 ※車載型蓄電池の場合は使用の本拠の位置とする場所	対象者区分	<input type="checkbox"/> 個人( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売) <input type="checkbox"/> 中小企業者等(PPA事業者・リース事業者を除く) <input type="checkbox"/> 中小企業者等(PPA事業者・リース事業者)
	住所又は事業所等の所在地	事業所等名:
着工予定日又は購入契約日	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	
施工業者等 ※PPA又はリースの場合は導入先となる個人又は中小企業者等名 ※②は複数の事業者と契約を締結する場合に記入	①設備の種類/導入手法(1・2・3・4/購入・PPA・リース) (電話 )	
	②設備の種類/導入手法(1・2・3・4/購入・PPA・リース) (電話 )	
再生可能エネルギー設備の導入に要する経費(税込み)	円 (うち、蓄電設備：工事費込み・税抜き) 円	
補助金振込先	金融機関名	支店名
	フリガナ	
	口座名義	
	口座番号	口座種類 普通・当座

様式第2号の1(別表第4関係)

収支予算(決算)書

収入

(単位:円)

項目	金額	備考
自主財源		
市補助金		
計		

支出

(単位:円)

項目	金額	備考
計		

様式第2号の2(別表第4関係)

収支予算書(変更)

収入

(単位：円)

項目	当初の予算額	変更後の予算額	比較	変更内容
市補助				
自主財源				
計				

支出

(単位：円)

項目	当初の予算額	変更後の予算額	比較	変更内容
計				

様式第3号(別表第4関係)

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名又は名称

電話

※申請者が中小企業等の場合のみ

※代表者氏名

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金に係る事業を変更(中止、廃止)したいので、一関市補助金交付規則により、次のとおり申請します。

変更(中止、廃止)の内容	
変更(中止、廃止)の理由	
変更(中止、廃止)の生じた年月日	

※ 変更の場合は、変更の内容が確認できる資料を添付すること

一関市長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名又は名称  
電話

※申請者が中小企業等の場合のみ

※代表者氏名

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定があった地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金に係る事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金交付請求事業の概要

再生可能エネルギー設備の種類	<input type="checkbox"/> 1自家消費型太陽光発電設備		出力	kW	
	<input type="checkbox"/> 2蓄電設備		蓄電容量	kWh	
	<input type="checkbox"/> 3車載型蓄電池	蓄電容量	kWh	台数 台	
	<input type="checkbox"/> 4充放電設備		設置数	台	
再生可能エネルギー設備の導入手法	<input type="checkbox"/> 1自家消費型太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース		
	<input type="checkbox"/> 2蓄電設備		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース		
	<input type="checkbox"/> 3車載型蓄電池		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース		
	<input type="checkbox"/> 4充放電設備		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース		
再生可能エネルギー設備を設置する場所 ※車載型蓄電池の場合は使用の本拠の位置	対象者区分	<input type="checkbox"/> 個人( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売) <input type="checkbox"/> 中小企業者等(PPA事業者・リース事業者を除く) <input type="checkbox"/> 中小企業者等(PPA事業者・リース事業者)			
	住所又は事業所等の所在地	事業所等名:			
施工業者等 ※PPA又はリースの場合は導入先の個人又は中小企業者等名	(電話 )				
着工日又は購入契約日 (各事業のいずれか早い日)	年 月 日				
事業完了日 (各事業のいずれか遅い日)	年 月 日				
契約期間 ※PPA又はリースの場合のみ	開始日	年 月 日	終了日	年 月 日	
再生可能エネルギー設備の導入に要した経費(税込み)	(うち、蓄電設備:工事費込み・税抜き			円 円)	
余剰電力売電の有無 (該当するものに「○」)	有 無	売電先 (有の場合)			
補助金振込先 ※補助金交付申請書に記載した振込先に変更がない場合は、記入不要	金融機関名			支店名	
	フリガナ				
	口座名義				
	口座番号			預金種類	普通・当座

様式第5号(別表第4関係)

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名又は名称

電話

※申請者が中小企業等の場合のみ

※代表者氏名

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書

一関市補助金交付規則により、次のとおり申請します。

処分する財産名等	
処分の内容 (有償・無償の別も記載)	
処分予定日	
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、 使用の目的等)	
処分の理由	

※ 「地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書」の写しを添付すること。

様式第1号（別表第4関係）

様式第2号の1（別表第4関係）

様式第2号の2（別表第4関係）

様式第3号（別表第4関係）

様式第4号（別表第4関係）

様式第5号（別表第4関係）